

## ごあいさつ

私達は、弁護士が扱うことのできる業務の中から、相続・遺言に関する分野に取り扱い業務を絞り込み、特に力を入れることで、事件処理の専門性を高め、依頼者の方に最良の法的サービスを提供したいと考え、2014年1月、川崎相続遺言法律事務所を設立しました。

当事務所は、専門性を高めるためのあらゆる努力を怠らず、事件処理に力を尽くすことで、依頼者の方や地域・社会のために貢献いたします。



## 弁護士費用

当事務所の弁護士費用 ※別途、消費税・実費を頂きます。

### ① 法律相談料

相続・遺言に関する相談	初回無料(1時間)
その他(上記以外の相談)	30分 5,000円

### ② 費用の基準

遺産分割・遺留分侵害額請求(交渉、調停、訴訟)など

事件の経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円超～3000万円	5%+9万円	10%+18万円
3000万円超～3億円	3%+69万円	6%+138万円
3億円超	2%+369万円	4%+738万円

着手金はご依頼時点で、報酬金は事件終了後にそれぞれ必要となります。

上記は(旧)日弁連報酬基準となります。

費用は、ご相談の際に明示いたしますのでご安心ください。

また、より詳しい料金案内がホームページに掲載されていますのでご覧ください。

# 川崎相続遺言法律事務所

## アクセス



JR川崎駅東口より徒歩5分・京急川崎駅中央口より徒歩3分  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-5-4 市川ビル3D

所属弁護士  
弁護士 関口英紀(神奈川県弁護士会所属)  
弁護士 桶谷雅弘(神奈川県弁護士会所属)  
弁護士 勝本広太(神奈川県弁護士会所属)

お気軽に初回相談のご予約ください。

初回相談

平日夜間  
土曜日  
日曜日  
祝日

相談無料

(1時間以内)

相談可能

(要予約)

お問い合わせ・相談予約

044-589-7540

平日(月～金)9:30～17:00



<http://www.souzoku-lo.com>

<https://kawasaki-shintaku.com/>

# 川崎相続遺言 法律事務所



一人で悩まずにお気軽にお問い合わせください

初回相談無料(1時間以内)  
夜間・休日相談・出張相談にも対応

お問い合わせ・相談予約

044-589-7540

<http://www.souzoku-lo.com>

<https://kawasaki-shintaku.com/>

JR川崎駅(東口)徒歩5分・京急川崎駅(中央口)徒歩3分

## 当事務所の特長

① 数多くの実務経験 相続・遺言ノウハウ



② 高い事件処理能力 親身に寄り添って解決

③ 気軽に相談できる環境 アクセス至便

相続事件に  
特に力を入れています

- ・相続事件を多数受任・解決した実績があります
- ・実践的な経験、相続・遺言ノウハウを蓄積しています
- ・相続関連分野を重点的に事例研究しています

事件処理に力を尽くします

- ・丁寧にお話をお聞きし、納得のいくまで打ち合わせを行います
- ・依頼者の思いを実現するため、親身になって事件にあたります
- ・ご事情に合わせてオーダーメイドで事件解決をします
- ・デリケートな人間関係に細心の注意を払います

居心地の良さ、  
相談しやすさを大切にしています

- ・気軽に相談できる環境を整えたアットホームな事務所です
- ・JR川崎駅徒歩5分・京急川崎駅徒歩3分の便利な立地です
- ・初回無料相談は1時間の枠でじっくり相談できます

## 相続に関するトラブルQ&A



相続が発生したけど、何をどうしたらいいの？

A

まず、相続人が誰なのかを調べることと、  
遺産の総額を調べる必要があります。

遺産がなく借金があった場合には、原則として3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の手続をしなければなりません。

遺産があり、総額が相続税の基礎控除を超えている場合には、相続開始から10ヶ月以内に相続税の申告と納付をする必要があります。



遺産分割を進めたいのですが、  
話がまとまりず困っています

A

家庭裁判所で遺産分割調停を行い  
解決することになります。

遺産分割を進めるには、法定相続分のほか、生前贈与などを考えながら、共同相続人全員が納得いくまで話し合いをしなければなりません。話し合いがつかない場合には、遺産分割調停の申立を行い、家庭裁判所で解決します。



遺言書の内容が不公平で納得できません

A

遺留分を主張することができます。

遺言書に不公平な内容が書かれていた場合、法定相続人には、遺留分という、法定相続分の一定割合の分割を主張できる場合があります。

ただし、兄弟姉妹については認められていません。この遺留分を主張する場合には、遺留分侵害額請求という法律上の権利行使をしなければなりません。

## 遺産分割・遺言の ✓お悩みチェックリスト

以下の項目にひとつでもあてはまる方は、  
お気軽にご相談ください。  
初回法律相談は無料です。



- 遺産分割をしようとしても、話ができない
- 遺留分を請求したい
- 遺産の範囲がわからない
- 兄弟に預金通帳などを見せてもらえない
- 預金が使われてしまっている
- 遺産の中に不動産がある
- 生前贈与を受けている相続人がいる
- 親の生前、自分だけが介護などをした
- 遺産の評価に争いがある
- 家族信託について知りたい
- 遺産全部を他の兄弟にあげると  
遺言に書かれていた
- 遺言書を作成したい